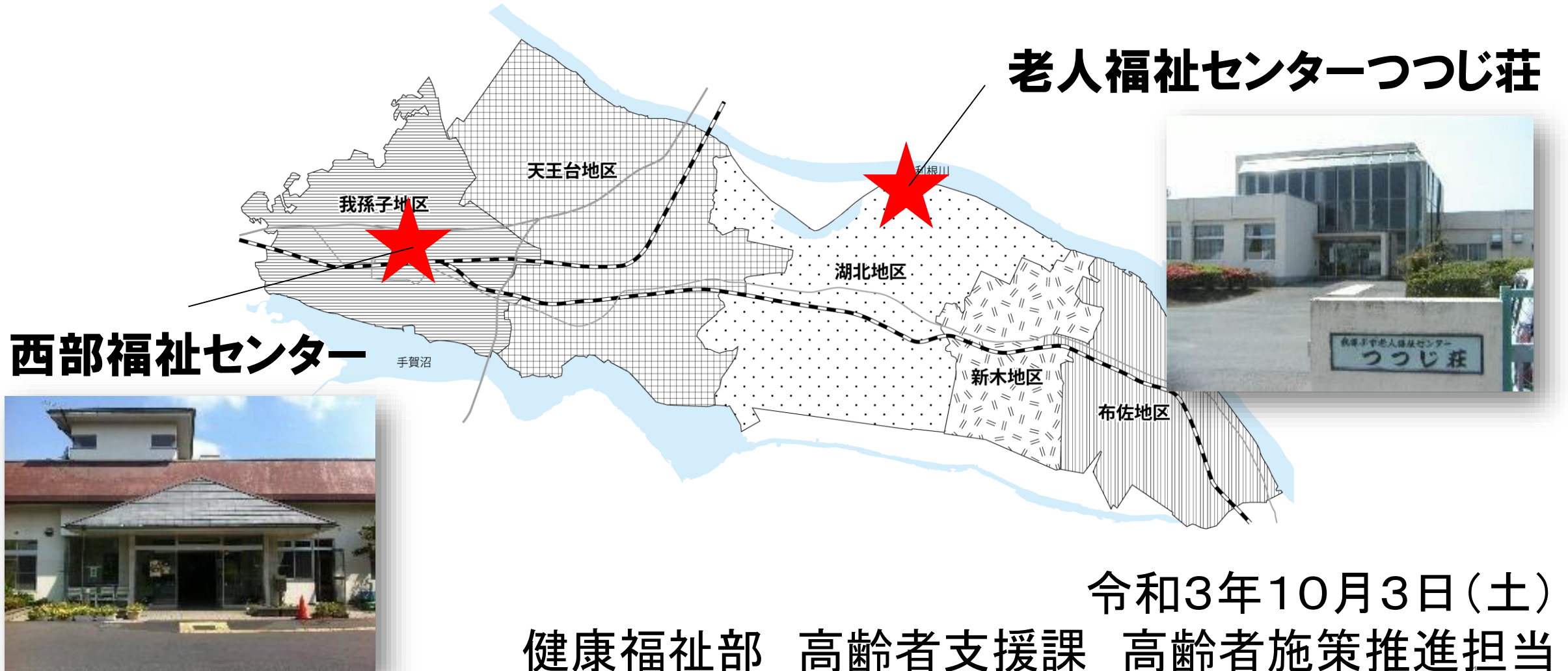


令和3年度我孫子市版事業仕分け 説明資料

# 老人福祉センターの運営



令和3年10月3日(土)

健康福祉部 高齢者支援課 高齢者施策推進担当

# 1. 根拠・目的

老人福祉センターは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に基づく老人福祉施設であって、地域における高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等の便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とした施設です。

利用料は、原則として無料とすることとされています。ただし、必要により費用を徴収する場合には、当該利用に直接必要な経費以下の額とし、条例において規定するものとなっています。（「老人福祉センター設置運営要綱」（昭和52年8月1日社老第48号厚生省社会局長通達）より）

## 2. 施設概要

名称	老人福祉センターつつじ荘	西部福祉センター
開館日	昭和49年11月18日	平成4年9月15日
所在地	我孫子市中峠2607番地	我孫子市根戸917番地の1
種別	A型	A型
設置者	我孫子市	我孫子市
管理・運営	社会福祉法人アコモード	社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会
建築構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
延床面積	1245.247m <sup>2</sup>	708.96m <sup>2</sup>
敷地面積	6,164.675m <sup>2</sup>	2,561.34m <sup>2</sup>
収容人員	290名	100名
休館日	月曜日、第1・3・5火曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日	
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内又は取手市在住の60歳以上の者・・・無料</li> <li>② その他市長が必要と認めた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内又は取手市在住者・・・1回100円</li> <li>● 上記以外・・・1回300円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉の向上を図ることを目的とする市内の福祉団体・・・無料</li> <li>② 市内在住60歳以上の者・・・無料</li> <li>③ その他市長が必要と認めた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内在住者・・・1回100円</li> <li>● 上記以外・・・1回300円</li> </ul> </li> </ul>

# 3. 主な施設内容

## (1) つつじ荘

メインロビー、小会議室、娯楽室、教養室、マッサージ室、大広間(舞台及び舞台控室付き)、浴室、休憩コーナー、事務室、その他(グランドゴルフ場、売店等)



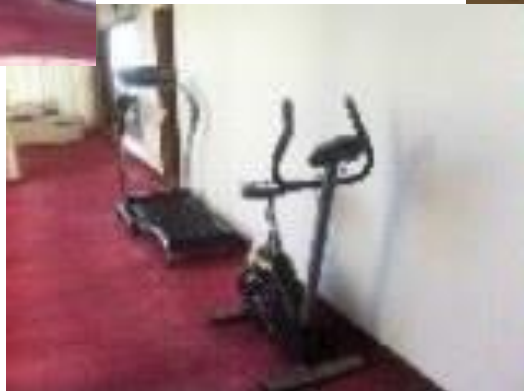
メインロビー



小会議室



大広間



トレーニングマシン



浴場

## (2) 西部福祉センター

大集会室、小集会室、生活相談室、教養娯楽室、ボランティア室、薬草園、浴室、事務室、その他(売店等)

※地域福祉センターを兼ねています。



メインロビー



大集会室



小集会室



ボランティア室



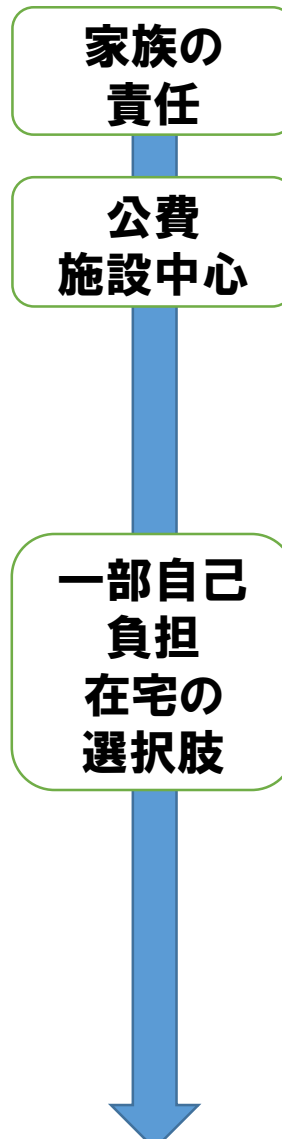
浴場

# 4.事業

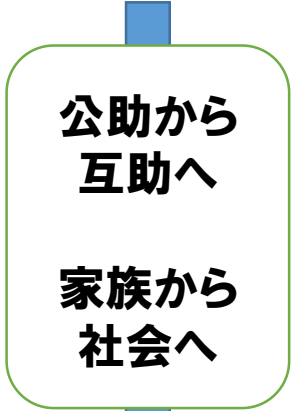
- ① 健康維持増進のための相談(生活相談・健康相談)に関すること
- ② 教養の向上及びレクリエーションに関すること
  - ・ 場所の提供や、囲碁・将棋、麻雀、カラオケ、浴室などのサービスの提供。
  - ・ 各種イベント開催など
- ③ 老人クラブ事業の推進に関すること。
  - ・ 老人クラブへの活動場所の提供。
  - ・ 団体利用時の送迎(申し込みがあったとき。つつじ荘のみ)
- ④ 機能回復訓練に関すること。
  - ・ マッサージ器具・トレーニングマシン・血圧計などの健康器具の提供。
  - ・ 健康増進のための講座等の実施。
- ⑤ 地域における社会福祉活動の推進に関すること。(西部福祉センターのみ)
  - ・ ボランティア団体等への活動場所の提供。
- ⑥ その他市長が必要と認める事業に関すること。
  - ・ 指定管理者による自主事業。

# 5. 高齢者保健福祉施策の流れと老人福祉センターの歩み

年代	高齢化率	内容
1960年代以前	—	家庭内の互助機能による高齢者の扶養は「家族の責任」とされてきた
1960年代 高齢者福祉施策の始まり	5.7% (1960)	昭和38年 老人福祉法制定 高齢者の健康の保持、生活の安定、社会参加の促進が基本理念 ◇特別養護老人ホーム等の老人福祉施設創設 ◇老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)法制化
1970年代 老人医療費の増大	7.1% (1970)	1973年 老人医療費無料化 1979年 デイサービス事業開始(施設中心だった高齢者福祉を在宅で行うという選択肢が整う) <b>昭和49年11月 つつじ荘開館</b>
1980年代 社会的入院や寝たきり老人の社会的問題化	9.1% (1980)	1983年 老人保健法の施行 ◇老人医療費の一定額負担の導入等 1989年 ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)策定 ◇施設緊急整備と在宅福祉の推進
1990年代 ゴールドプランの推進	12.0% (1990)	1994年 新ゴールドプラン(新・高齢者保健福祉推進十か年戦略)策定 ◇在宅介護の充実 <b>平成4年9月 西部福祉センター開館(市西側地区の高齢者の利用を想定し、施設規模、収容人員は、つつじ荘の半分程度)</b>



年代	高齢化率	内容
介護保険制度の導入 準備	14.5% (1995)	1997年 介護保険法成立
2000年代 介護保険制度の実施	17.3% (2000)	2000年 介護保険法施行 2005年 地域包括支援センター、地域密着型サービスの創設
現在	28.7% (2020)	<p><b>市内に6か所の高齢なんでも相談室(地域包括支援センター) 各地区できらめきデイサービス事業等を展開</b></p> <p>国では、2025年(令和7年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進している。</p>



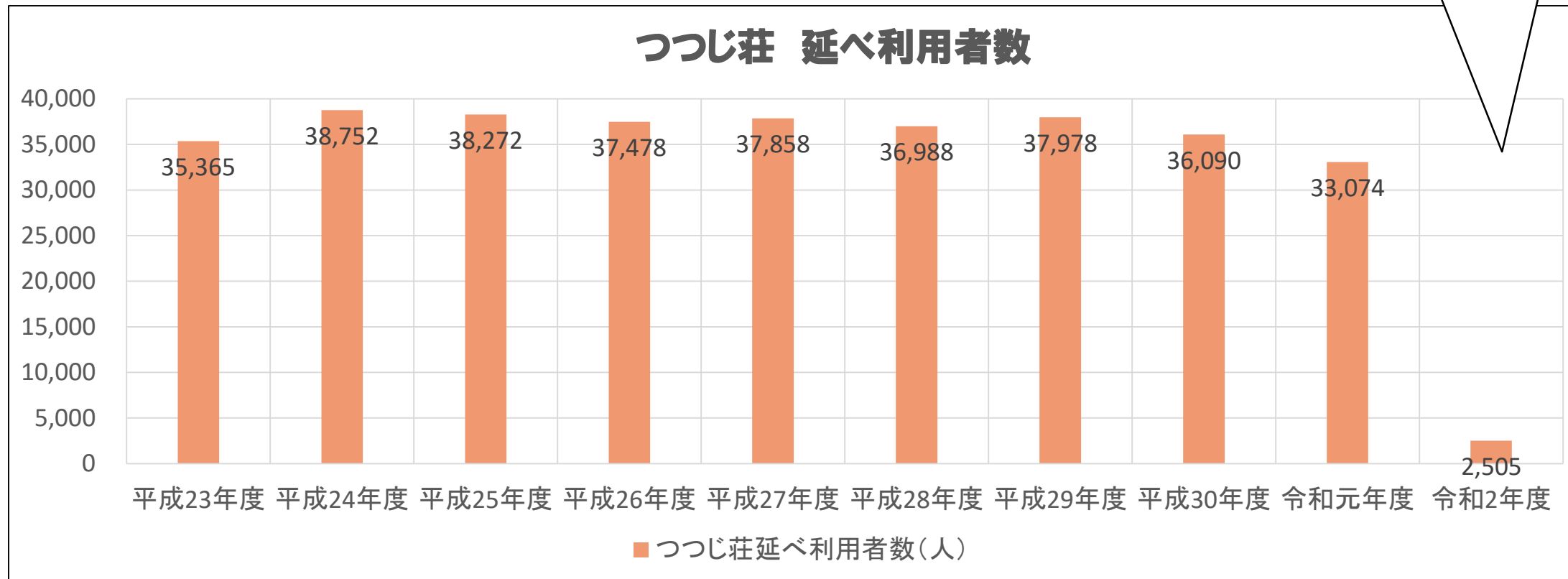
**可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような社会へ**



# 6. 利用実績

## (1) 延べ利用者数

R2 実利用者数189人

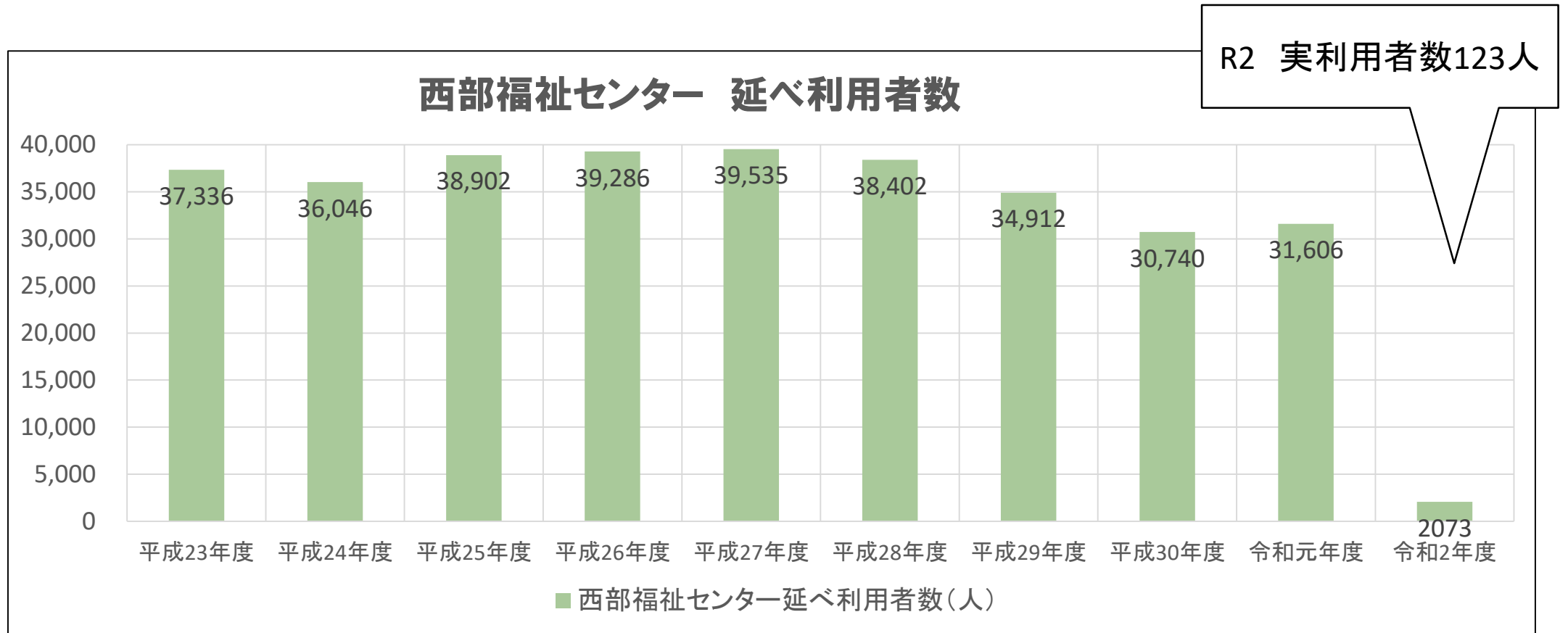


### ※コロナ禍での運用状況

令和元年度：令和2年3月10日から臨時休業

令和2年度：令和2年7月15日から完全予約制で、一部施設の利用を再開。

令和2年9月23日から浴室再開。

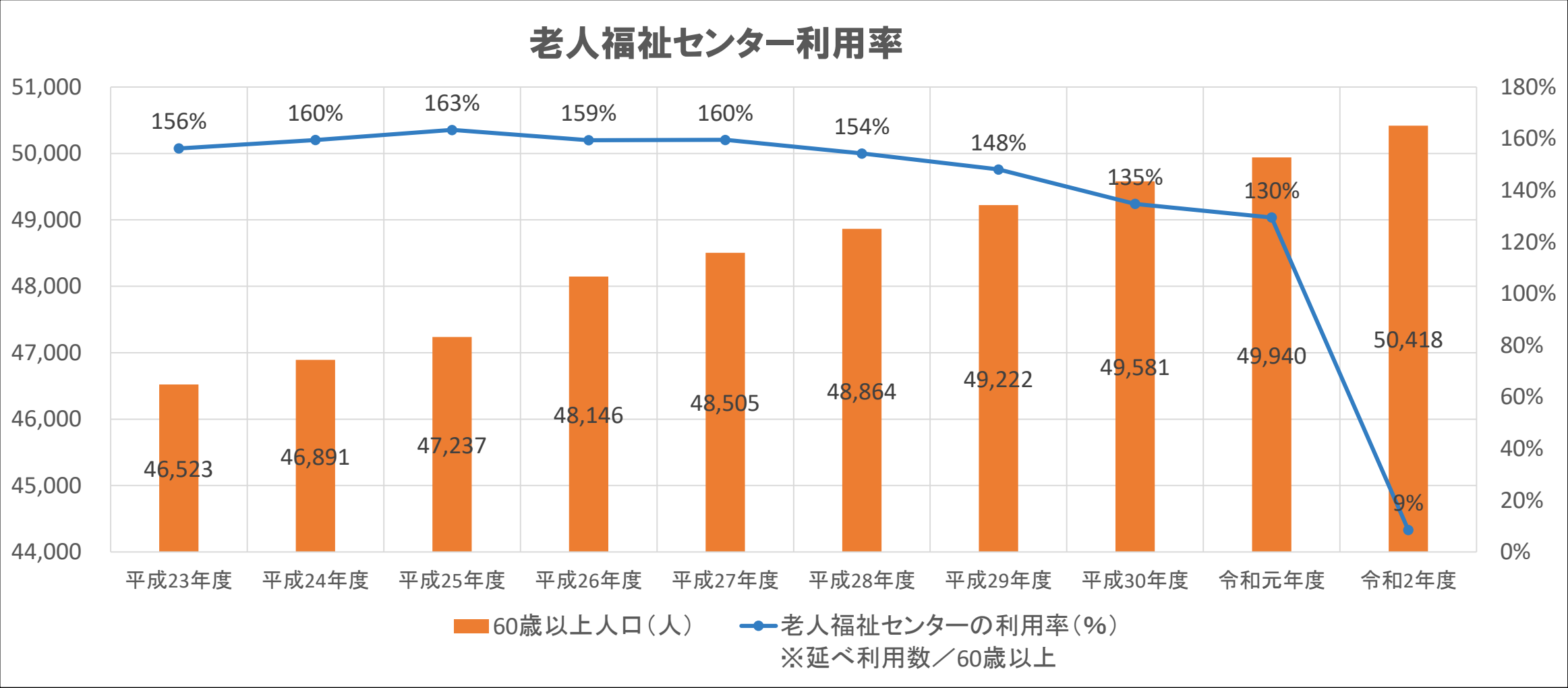


## ※コロナ禍での運用状況

令和元年度：令和2年3月10日から臨時休業

令和2年度：令和2年7月15日から完全予約制で、浴室含む一部施設の利用を再開。

# (2) 老人福祉センター利用率



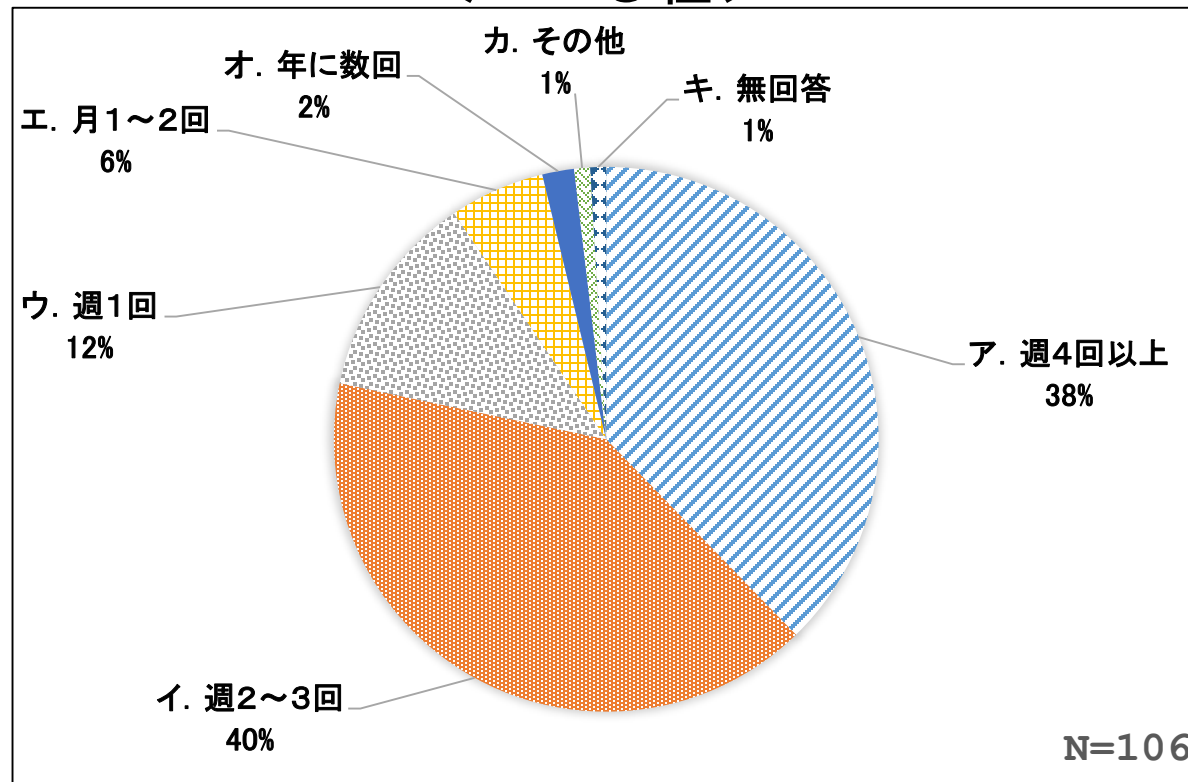
※60歳以上人口は、各年1月1日現在の住民基本台帳データによる

# 7. 利用者アンケート結果

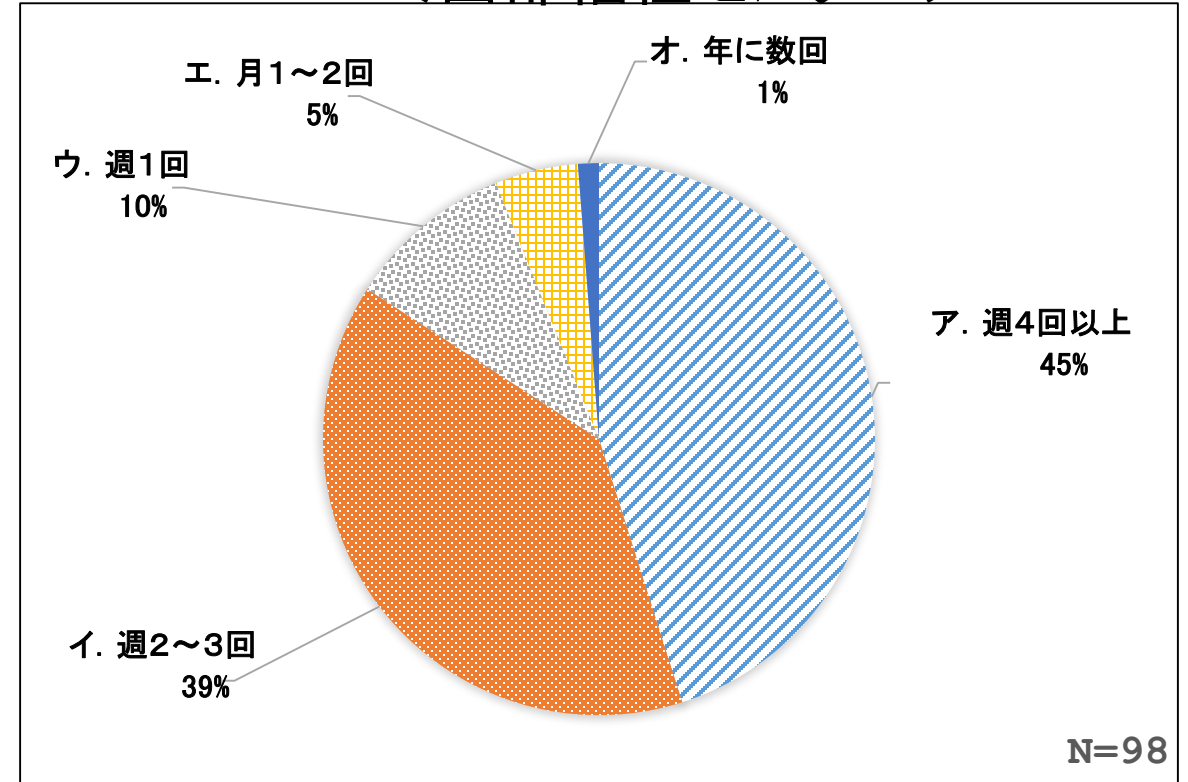
(出典:平成31年度 利用者アンケート結果)

## (1) 施設の利用頻度について

＜つつじ荘＞

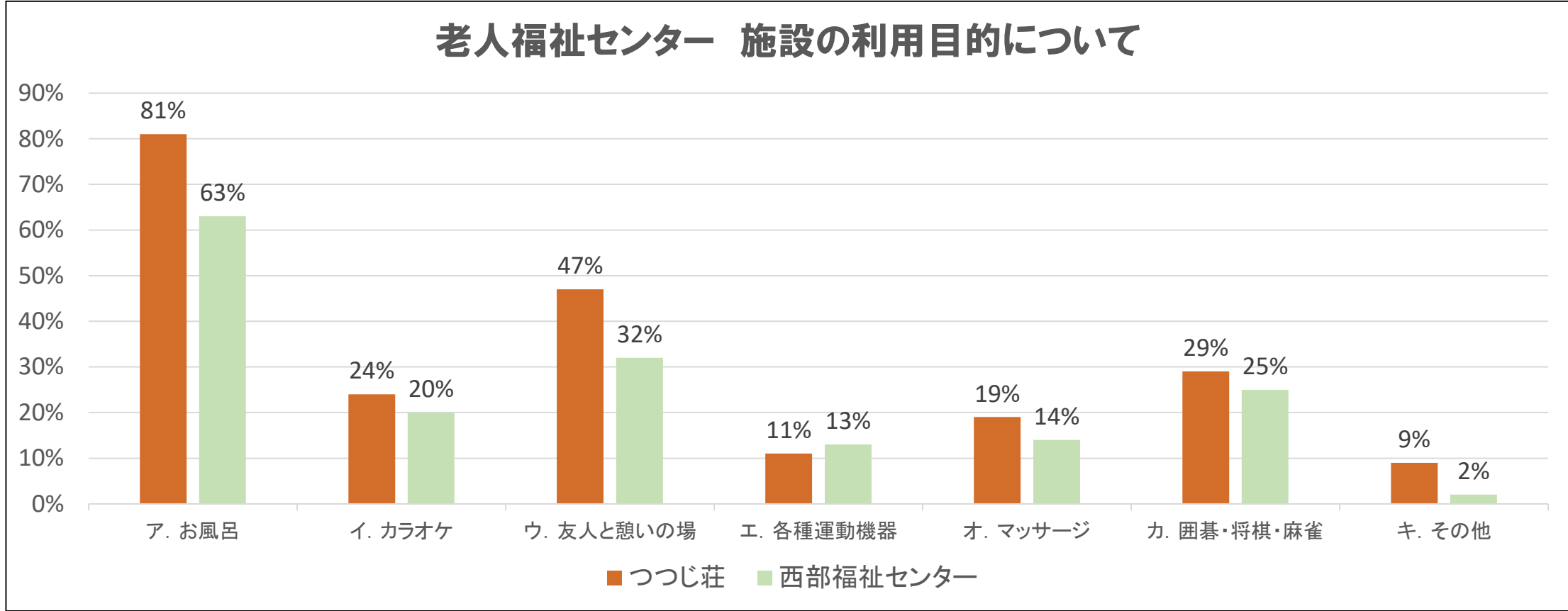


＜西部福祉センター＞



- ① 「週4回以上」 つつじ荘38%、西部福祉センター45%
  - ② 「週2~3回」 つつじ荘40%、西部福祉センター39%
- ⇒週2回以上利用する人が8割弱を占める。

# (2) 施設の利用目的について



- ① 「お風呂」 つつじ荘81%、西部福祉センター63%
- ② 「友人との憩いの場」 つつじ荘47%、西部福祉センター32%
- ③ 「囲碁、将棋、麻雀」 つつじ荘29%、西部福祉センター25%
- ④ 「カラオケ」 つつじ荘24%、西部福祉センター20%

# 8. 管理運営に係る経費

## <つつじ荘>

年度	指定管理料	修繕・工事に関する支出	計
平成26年	41,771,000	4,978,800	46,749,800
平成27年	41,771,000	3,034,800	44,805,800
平成28年	42,000,000	0	42,000,000
平成29年	42,000,000	0	42,000,000
平成30年	42,549,000	9,309,600	51,0858,600
令和元年	42,053,826	0	42,053,826
令和2年	38,723,912	0	38,723,912

## <西部福祉センター>

年度	指定管理料	修繕・工事に関する支出	計
平成26年	34,949,020	12,367,080	47,316,100
平成27年	35,126,000	3,339,360	38,465,360
平成28年	37,016,000	4,120,200	41,136,200
平成29年	37,278,000	486,000	37,764,000
平成30年	37,465,000	11,197,440	48,662,440
令和元年	38,026,000	0	38,026,000
令和2年	28,474,618	0	28,474,618